

消防消第 384 号  
令和 4 年 11 月 22 日

各都道府県消防防災主管部（局）長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長  
（公印省略）

各消防本部等に設置のハラスメント等相談窓口担当者向けの相談窓口  
の設置について（通知）

消防庁では、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」（平成 29 年 7 月 4 日付け消防消第 171 号消防庁次長通知）を発出し、消防本部におけるハラスメント等への対応策を推進してきたところです。

令和 2 年度対応取組実態調査の結果によると、各消防本部においてハラスメント相談窓口の設置率が 94.5%となっています。この相談窓口においては、担当者が様々な相談を受けることが考えられることから、相談窓口担当者が苦慮する事案が生じた際に備え、以下のとおり相談窓口担当者向けの相談窓口を開設することとなりましたので、必要に応じてご活用いただくようお願いいたします。

都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 概要

各消防本部等の相談窓口担当者が、対応に苦慮する相談事案が発生した場合において、専門家に相談することが可能な窓口を設置しました。この相談窓口については、消防庁の委託事業として専門業者に委託したものととなります。

なお、相談については、メールのみの対応とさせていただきますので御了承ください。

2 設置期間

令和4年12月1日（木）から令和5年3月31日（金）まで

3 相談対象者

ハラスメント等相談窓口担当者等

4 受付期間

月曜日から金曜日 9時00分から17時00分  
（祝日・年末年始（12月29日から翌1月4日は除く））  
※返信については、原則2営業日以内に行います。

5 相談先メールアドレス

[fdma\\_harasoudan@soumu.go.jp](mailto:fdma_harasoudan@soumu.go.jp)

6 記載必須項目

相談依頼のメール送付時は、以下の点は必ず記載いただきますようお願い  
します。

(1) 件名

【相談】 窓口担当者のためのハラスメント等相談について

(2) 本文

- ・都道府県名
- ・団体名
- ・相談者名
- ・相談内容
- ・緊急度（高・中・低）

（※緊急度の判断は、各消防本部の担当者の判断で構いません。）

7 その他

委託業者（一般社団法人 日本産業カウンセラー協会）から消防本部等に  
対する回答は、委託業者からの直接回答となります。

なお、回答については、以下のアドレスからとなり、「5 相談先メールア  
ドレス」とは異なりますので、御注意ください。

- ・表示名：日本産業カウンセラー協会

[shobo-harass-soudan@counselor.or.jp](mailto:shobo-harass-soudan@counselor.or.jp)

【問合せ先】

消防庁消防・救急課 松本・小島

電 話：03-5253-7522

e-mail：shokuin@soumu.go.jp